

八王子市新型コロナウイルス感染症危機管理本部

新型コロナウイルス感染症に関する市の対応について（情報提供）

標記の件について、本日下午記のとおり決定・確認しました。

記

- 1 東京都による新型コロナウイルス感染者数の公表に係る本市の公表について（公表方針の一部改正） **別紙1 参照**
感染者の個別の情報を新たにホームページに公表する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた公共施設の利用休止及びイベント等の開催について（期間延長） **別紙2 参照**
利用休止及びイベント等の中止・延期期間
令和2年（2020年）5月6日（水・祝）まで
- 3 市立小・中学校における新学期の対応について
4月2日に情報提供した内容と同様。
- 4 公共施設の利用に係るキャンセル等の還付の取り扱いについて **別紙3 参照**
- 5 学校給食用「八王子産野菜」販売会の開催について
市立小・中学校の給食で使用予定だった「八王子産野菜」を、4/7・9日の2日間、八王子市役所市民広場等において販売する。
- 6 各部からの報告【主なもの】
 - 【子ども家庭部】
学童保育所は、学校教育活動に合わせて、春休み対応を4/10まで延長する。朝延長は8時から8時30分、夜延長は6時30分から7時30分とする。
 - 【医療保険部】
看護専門学校はオリエンテーション、健診を除き4/10まで休止。4/13以降は後日決定する。

令和 2 年(2020 年) 4 月 3 日
新型コロナウイルス感染症危機管理本部

東京都による新型コロナウイルス感染者数の公表に係る 本市の公表について（公表方針の一部改正）

令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日、東京都が『都内患者数が急増していることをうけて、都民に対してより一層の注意喚起を図る観点から、区市町村別患者数についても公表することとする。』と方針変更し、3 月 31 日時点での累計値を公表した。

これまで本市は、令和 2 年(2020 年) 3 月 3 日開催の「第 5 回新型コロナウイルス感染症危機管理本部会議」で決定した公表基準に基づき実施していたが、東京都の方針変更にあわせ、本市の公表する情報について、下記のとおり一部変更する。

記

1 公表する情報

感染者の個別の情報（**感染確定日、年代、退院等、渡航歴又は接触歴、備考**）を新たにホームページに公表する。あわせて、市内で感染者が確認された場合は、「市内感染者数累計」に加え、市民の不安を減少させるため（注釈）をあわせて掲載する。

＜ホームページへの掲載案＞

市内感染者数累計（令和 2 年 4 月 1 日現在）

No	感染確定日	年代	退院等	渡航歴又は接触歴	備考
1	3月2日	70代	○	○	
2	3月5日	40代	○	○	
3	3月20日	20代		○	
4	3月24日	20代		○	No.3と接触あり
5	3月24日	40代		○	No.4と接触あり

（注釈）感染者の住所地については、町名などを公表することにより地域で暮らす方々の生活を脅かすような風評を生む恐れがあるため公表いたしません。感染者の方々は医療機関にて治療を行っていますのでご心配ありません。感染者の勤務先や感染ルートなどについても個人情報保護や人権への配慮から公表いたしません。ご理解をお願いいたします。なお、本市保健所において、既に感染者やご家族、濃厚接触者に対する必要な対応を行っております。

（注釈）本市保健所が把握している都外発生（他県で検査を実施）分を含むため、東京都が公表している区市町村別患者数（都内発生分）と一致しない場合があります。

令和2年（2020年）4月3日
八王子市新型コロナウイルス感染症危機管理本部

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた公共施設の
利用休止及びイベント等の開催について（期間延長）**

現時点で、都内においては、陽性患者数が急激に増加し、感染経路のわからない患者が増えているなど、感染拡大の局面にあり、都全体として活動自粛を呼びかけているなど、引き続き重要な局面にあることを踏まえ、感染の拡大を防ぎ、感染者の増加を抑制していく観点から、下記のとおり利用休止及びイベント等の中止・延期及び、新規予約を受け付けない期間の延長を行う。

記

1 利用休止及びイベント等の中止・延期期間

【変更後】 ～令和2年（2020年）5月6日（水・祝）まで

【変更前】 ～令和2年（2020年）4月12日（日）まで

※上記以外の利用休止の考え方、判断基準、イベント開催時の注意事項などについては変更しない。

2 施設の開館状況等の一覧表について（4月12日（日）まで）

資料13-2-②のとおり

3 新規予約を受け付けない期間

【変更後】 令和2年（2020年）4月13日（月）から5月31日（日）まで

【変更前】 令和2年（2020年）4月13日（月）から4月30日（木）まで

施設の開館状況等について

別紙2-②

●…通常通り開館 —…通常通り休館 ×…臨時休館 △…一部開館（施設の一部、時間の短縮等）

4月		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	備考
項番	施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1	市役所本庁舎	●	●	●	—	△	●	●	●	●	●	—	△	日曜は納税相談実施
2	八王子駅南口総合事務所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	南大沢事務所	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	—	●	
4	その他の各市民部事務所	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	
5	保健所	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	
6	大横保健福祉センター	△	△	△	×	—	△	△	△	△	△	×	×	貸室は中止。17時閉館（短縮）
7	東浅川保健福祉センター	△	△	△	×	×	△	△	△	△	△	×	×	貸室は中止。17時閉館（短縮）
8	南大沢保健福祉センター	△	△	△	×	—	△	△	△	△	△	×	—	貸室は中止
9	心身障害者福祉センター	●	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	
10	各高齢者あんしん相談センター	●	●	●	△	—	●	●	●	●	●	△	—	土曜日は電話相談のみ対応
11	ふらっと相談室	△	△	△	△	—	△	△	△	△	△	△	—	カフェ機能休止。土曜は電話相談のみ。
12	恩方老人憩の家	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
13	消費生活センター	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	—	原則電話相談のみ対応
14	男女共同参画センター	●	●	●	●	●	●	△	●	●	●	●	●	7日は電話相談のみ対応
15	子ども家庭支援センター	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	クリちゃん広場は休館
16	各地域子ども家庭支援センター	△	△	△	△	—	△	△	△	△	△	△	—	親子ふれあい広場は休館
17	各親子つどいの広場	×	×	×	×	—	×	×	×	×	×	×	—	
18	各保育園	●	●	●	●	△	●	●	●	●	●	●	△	日曜は千人保育園のみ開館
19	各児童館	×	×	×	×	—	×	×	×	×	×	×	—	
20	各学童保育所	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	—	
21	コニカミノルタサイエンスドーム	×	×	×	×	×	—	×	×	×	×	×	×	電話問合せのみ対応
22	八王子インフォメーションセンター	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	電話は留守番電話にて対応
23	高尾山口観光案内所「むささびハウス」	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	電話はコンベンション協会に転送され対応
24	郷土資料館	△	△	△	×	×	—	△	△	△	△	×	×	図書の販売のみ実施
25	八王子城跡ガイダンス施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
26	絹の道資料館	×	×	×	×	×	—	×	×	×	×	×	×	
27	市民活動支援センター	△	△	△	×	×	—	△	△	△	△	×	×	貸室休止。17時閉館（短縮）

[illegible]

令和2年（2020年）4月3日
八王子市新型コロナウイルス感染症危機管理本部

公共施設の利用に係るキャンセル等の還付の取り扱いについて

現在、各施設において、利用者（主催者）が4月30日までの予約分を新型コロナウイルスの拡大防止を理由にキャンセルした場合は、その利用料金は還付しているところであるが、今後の対応については、下記のとおり対応する。

記

1 5月1日以降の利用キャンセルに係る対応について

4月1日から4月30日までの利用キャンセルに加え、5月1日以降の予約分についても、新型コロナウイルスの拡大防止を理由にキャンセルした場合は、その利用料金を全額還付する。

なお、5月1日以降の予約分については、利用者（主催者）から申し出があった場合に限り対応するものとし、施設側から利用者に対し積極的にキャンセルを促すことはしないこととする。

2 5月1日以降の利用料金の支払いに係る対応について

5月1日以降の予約分について、その利用料金の支払い期限が到来している場合においても、利用者（主催者）が施設の利用を確定していない場合には、利用料金の支払い期限を延長（徴収を猶予）できることとする。